◎『建設労働者確保育成助成金』の解説 及び『様式の記入例』

建設労働者確保育成助成金にはいくつかの助成コースがありますが、以下に記述する解説等については、人材協の事業であるキャリアレッスン(出前講座)に関連した助成コースである「若年者に魅力ある職場づくり事業」について記載しています。

なお、以下の解説及び様式の記入例は、人材協事務局である(一財)建設業振興基金が 関係機関に助成事業の内容をお聞きし記載したものです。助成金の運用は実際の申請手続 を行う都道府県労働局またはハローワークが行うものであり、記載内容よりさらに細かい 運用も想定されますので、事前に申請機関に内容の確認を実施していただくことをお勧め します。

● 若年者に魅力ある職場づくり事業 (資料 P25~P28)

[P25]

- 事業推進委員会及び事業推進員について

本助成を受けるには、事業の計画策定や事業の効果的実施方法等を検討するため、事業 推進委員会の設置が必要となります。委員会の構成は団体の役職員、構成事業主又は構成 団体の役職員、及び事業推進員で構成していただき、必要があれば工業高校等の先生に参 加いただくこともできます。

また、事業実施の中心的な役割を担う者として、事業推進員を 1 名以上選任しなければ成りません。この事業推進員については 1 人当たり 250 万円までの実費相当額を助成対象経費(人件費)として認められていますが、人件費助成を受けるためには、事業推進員が団体の年間の常勤職員の所定労働時間の 6 割以上を本事業に従事する場合ことが必要であり、業務日報等の作成や提出が課されることになります。また人件費が助成額全体の 6 割を超える場合は、その超過分は支給されません。

キャリアレッスンにおける助成申請に当たっては、材料費や講師謝金等を中心に申請し、 人件費については助成対象経費から外す方法も考えられます。その場合でも事業推進員の 選任は必要となりますが、業務日報等の作成は不用となります。

[P26]

- 若年者に魅力ある職場づくり支援事業について

本助成を受けるには、①の「事業推進委員会を開催し、事業の実施についての具体的な 計画の策定、効果的な事業の実施のために必要な事項を検討、効果検証する事業」が必須 となるほか、④から⑩までの事業の内、少なくとも一つは実施しなければ成りませんが、 キャリアレッスンについては、④の「建設事業の役割・魅力を伝え、理解を促進するため の啓発活動等に関する事業」が該当するものと思われます。

- 事業計画内訳書に記載した効果予測に対する検証

※理解度に対するアンケート調査及び集計結果

- 構成事業主の 50%又は 100 事業主に対する入職率・離職率調査を実施

※会員企業に対して別紙の入職率・離職率調査を実施し報告書を作成

[P27]

•対象となる経費について

<講師謝金>

「講師謝金(部外講師に限る)」を助成対象経費として申請することができます。資料に記載されている部外講師の"部外"とは、申請団体の役職員以外であれば良いとのことです。すなわち、〇〇専門工事業団体が助成申請者で、その傘下の会員企業から技能者をキャリアレッスンの講師として派遣する場合は、部外講師として講師謝金を助成対象経費とすることができます。なお、講師謝金については団体の中で単価を(時間単位、日単位)あらかじめ取り決めておくことが望ましいと思われます。

<教材費>

キャリアレッスン?に伴う材料等については教材費として申請します。消耗品や機械に 使用する燃料の購入代金も教材費に含まれます。助成対象経費として申請する場合は、領 収書や場合によっては納品書等が必要となりますので大切に保管しておいてください。

<通信運搬費>

キャリアレッスン?に使用する材料や機械、工具等の運搬に係る送料について申請する場合は、通信運搬費が該当します。運搬に使用する車両等がレンタカーの場合は、領収書があり費用が明確となりますが、自社の車両等で運搬する場合は費用の算定根拠が不明瞭な場合もあり得ますので、費用の算定根拠について、事前に申請機関に確認いただくことが望ましいです。

< その他助成することが必要と認められる経費>

キャリアレッスン?に使用した後の材料等の中には繰り返し使用することができず、講習実施団体等が持ち帰り、産業廃棄物として処理する場合があります。その場合、産廃処理費として明確に算定できるときは、「その他助成することが必要と認められる経費」とし

て助成対象経費に計上することも考えられます。算定根拠については、事前に申請機関に 確認をとることが望ましいです。

[P28]

・手続きに必要な書類

- ① 登記事項証明
- ② 定款
- ③ 決算書(事業報告)
- ④ 会員名簿
- ⑤ 構成員内訳表
- ⑥ 事業推進員の辞令
- ⑦ 同上雇用契約書
- ⑧ 履歴書
- ⑨ 事業推進委員会の委員名簿

建設労働者確保育成助成金(若年者に魅力ある職場づくり事業コース(事業主団体経費助成))計画届(例示)

東京都労働局長 殿

(飯田橋ハローワーク公共職業安定所長経由)

建設労働者確保育成助成金(若年者に魅力ある職場づくり支援コース(事業主団体経費助成))の計画の届出を行います。(届出年月日)平成25年6月13日

届	①(フリガナ) 中小建設事業主の団体等の名称 (フリガナ) 代表者の役職名及び氏名 所在地	いっぱんしゃだんほうじんぜんこ 一般社団法人全国 かいちょう けんせつ か 会長 建設 フ 〒105-0001 東京		(電話 03-1234-6789)
出	代 理 人 あ 名 称 代表者の役職名及が氏名 所 在 地	Ŧ		(電話	<u>(1)</u>
者	② 担当者の職名及び氏名 ③ 設 立 年 月 日	昭和昭和平成	51年7月16日	口 氏名 東京 太郎 ④ 構成員数	240社
	⑤本事業を実施するに際し公共機関 ⑥自ら雇用する労働者からの費用徴収の有無 事業の名称	有·無	有(名称: ⑦その他費用徴収の有無 (該当する番号を○で囲んで	有() (無 円) (·無 ⑨所要費用見込額
8	え、理解を促進するための啓発活動等に関する事業 (ロ)技能の向上を図るための活動等に関する事業 (ハ)評価・処遇制度等の普及等	1、講演会 2. 加工 4 体験実習 6. 求人合同説明会 9. その他 (1. 入職内定者への教 3. 労働者の公的資格 4. 教職員への実践的 5. その他 (1. 評価・処遇制度等	育訓練 2. 新規入職者へのの取得に関する講習会技能研修事業	上学会 広報活動)	1,800,000円
事業	に関する事業 (二)労働災害予防等のための労	3. 社会保険加入促進 4. その他(1. 労働安全管理の普)	円
計画	働安全管理の普及等に関する 事業 (4) 労働者の健康づくり制度の 普及等に関する事業	 その他(労働者の健康づく その他(り制度の普及)	円
	(へ)技能向上や雇用改善の取組についての奨励に関する事業	 改善表彰制度)	円		
	(ド)雇用管理に関して必要な知識を習得させる研修等の実施に関する事業 人件費(事業推進委員)	1. 雇用管理研修等の	実施		P P
	計				1,800,000円

(注) 1. この計画届を提出する時は、**裏面の注意事項**を参照して下さい。

	受理年月日	平成 年	月 日	番号		
労働局処理欄		都道府県団体	• 4	全国団体・	地域団体	
λο 1930 - 37 ⊆ ±Σ[14]	局長	部長	課長	補佐	係長	担当

建設労働者確保育成助成金(若年者に魅力ある職場づくり支援コース(事業主団体経費助成)) の計画の届出について

1 提出上の注意

- (1) この計画届は、別に定める要件に該当する中小建設事業主団体(以下「実施団体」という。)が、中小建設事業主等を対象として、若年者の入職や 定着を図ることを目的として次に掲げる若年者に魅力ある職場づくり事業を行う場合に、管轄労働局又はハローワークに提出するものです。
 - (4) 建設事業の役割や魅力を伝え、理解を促進するための啓発活動等に関する事業
 - (1) 技能の向上を図るための活動等に関する事業
 - (ハ) 評価・処遇制度(職務(責任度)又は職能(仕事の難易度等)に応じて評価・処遇する制度)等の普及等に関する事業
 - (二) 労働災害予防等のための労働安全管理の普及等に関する事業
 - (ホ) 労働者の健康づくり制度の普及等に関する事業
 - (^) 技能向上や雇用改善の奨励に関する事業
 - (ト) 雇用管理に関して必要な知識を習得させる研修等の実施に関する事業
- (2) この計画届は、実施団体が事業を実施しようする日の属する年度の5月末日(平成25年度は7月末日)までに、管轄労働局又はハローワークに提出して下さい。
- (3) この計画届には、事業計画内訳書(建助様式第3号別紙1及び2)、建設事業主団体であることがわかる書類(登記事項証明書、定款又は規約、寄付行為、決算書(事業報告)、会員名簿等)、構成員内訳表(別様式第1号)、事業推進員の辞令・雇用契約書・履歴書、事業推進委員会の委員名簿を添付して下さい。
- (4) 事業計画内訳書(建助様式第3号別紙2)に記載した効果予測に対する効果検証及び構成事業主の50%又は100事業主のいずれか低い方を対象にした入職率・離職率調査を実施のうえ、「効果検証及び入職率・離職率調査報告書」(建助様式第24号)により事業年度末までに報告する必要があります。

2 記入上の注意

- (1) ①「届出者」欄は、当該助成金に係る事業主等の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入し、押印して下さい。また、届出者が代理人の場合、「届出者」欄に当該助成金に係る事業主等の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入(押印不要)した上、届出者の記名押印等をして、委任状(任意様式)(写)を添付して下さい。
- (2) ④「構成事業主数」欄は、構成事業主数を記入して下さい。
- (3) ⑤「本事業を実施するに際し公共機関からの補助の有無」欄が「有」の場合は助成対象とならない場合があります。
- (3) ⑥ 「自ら雇用する労働者からの費用徴収の有無」欄が「有」の場合は助成対象とはなりません。
- (4) ⑦「その他費用徴収の有無」欄は、⑤や⑥以外に技能実習を実施するにあたり費用を徴収する場合は予定金額を記載してください。算定対象額から 差し引くこととなります。
- (5) ⑧ 「取組内容」欄は、具体的実施内容を選んで下さい。「その他」には計画している具体的実施内容を記入して下さい。なお、イの1を必ず実施するとともに、ロの(イ)から(ト)のいずれかを必ず実施する必要があります。また、人件費(事業推進員)については、団体の常勤職員の所定労働時間の6割以上本事業の業務に従事する場合のみ助成対象となります。
- (6) ⑨「所要費用見込額」欄は、事業計画内訳書(建助様式第3号別紙1及び別紙2)の「人件費見込額」欄又は「所要費用見込額」欄の合計額を記入して下さい。

3 届出を行った計画の変更

届出を行った計画について、次のような変更を行うときは、「建設労働者確保育成助成金に係る計画変更届」(建助様式第8号)により原則事業の実施前までに変更の届出を行って下さい。

- (1) 届出を行っていない事業の内容を新しく行うとき。
- (2) 所用費用の増額に伴い、届出を行った事業に係る所用費用見込額の総額を超えるとき。
- (3) 事業推進員に変更があるとき。

4 その他

- (1) この助成金の支給に当たっては、次のいずれの要件にも該当している必要があります。
 - イ 助成金の支給又は不支給の決定に係る審査に必要な書類等を整備、保管している事業主等
 - ロ 管轄労働局長の求めに応じ書類等を提出又は提示する、管轄労働局の実地調査に協力する等、審査に協力する事業主等
- (2) この助成金の支給にあたっては、次のいずれかの要件に該当する場合は支給しません。
 - イ 助成金の支給に係る事業所において、支給申請日又は支給決定日の時点で、助成金の不支給措置がとられている事業主等
 - ロ 助成金の支給に係る事業所において、支給申請日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度の労働保険料を納付していない事業主(支給申請日の翌日から起算して2か月以内に納付を行った事業主を除く。)
 - ハ 助成金の支給に係る事業所において、支給申請日の前日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に労働関係法令の違反(船員に適用される労働関係法令違反を含む。)を行った事業主等
 - ニ 助成金の支給に係る事業所において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する接待飲食等営業、性風俗関連特殊営業又は接 変業務受託営業を行っている事業主
 - ホ 暴力団関係事業主等(以下の(イ)又は(ロ)に該当する者をいう。以下同じ。)
 - (イ) 暴力団が実質的に経営を支配する事業主等
 - (1) 暴力団が実質的に経営を支配する事業主等に準ずる事業主等
 - へ 支給申請日又は支給決定日の時点で倒産している事業主(再生手続開始の申立て又は更生手続開始の申立てを行った事業主であって、事業活動を 継続する見込みがある者を除く。)
- (3) 助成金の支給に関して管轄労働局又はハローワークに提出した書類等の写しを支給決定日から起算して5年間保存して下さい。
- (4) 偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた場合は、支給した助成金の全部又は一部を返還していただきます。
- (5) 助成金について不明な点がありましたら、管轄労働局又はハローワークにお問い合わせ下さい。

事 業 計 画 内 訳 書(例示)

(事業推進員)

①事業推進員の氏名	② 年 齢	③ 採用年月日	④実施団体の常勤職員の所定 労働時間の6割以上、本事業の 業務に従事する見込み	⑤ 人 件 費 見 込 額 (④欄が「有」の場合)	※実費相当額	⑥ 備	考
建築 太郎 (団体職員)	4 0 才	平成 10 年 4 月 1 日	有 · 無				
			有 · 無				
			有 • 無				
			有 · 無				
			有 · 無				
			有 · 無				
			有・無				
			有・無				
			有・無				
		計		円	円	※算定額	実費相当額の合計×2/3 円

⁽注) 裏面の注意事項を参照してください。

事業推進員の設置に係る注意事項及び記入上の注意について

1. 事業推進員の設置について

若年者に魅力ある職場づくり事業を円滑に実施するため、事業推進員を1名以上配置して下さい。事業推進員の資格は特に問いませんが、建設業における 雇用改善に関する知識、経験を有する者であって、事業推進員に関する辞令を団体の長から発令されたものであることが必要です。

2. 事業推進員の人件費助成の要件及び上限額について

事業推進員の設置は上記1のとおり必須ですが、その者の人件費助成を受けるためには、事業実施団体の常勤職員の所定労働時間の6割以上本事業の業務に従事する場合のみ助成対象となります。

また、事業推進員1人当たり実費相当額250万を上限額とし、助成率である2/3を乗じた額が事業推進員1人当たりの助成上限額となります。

3. 提出上の注意

- (1) 事業推進員の辞令書(勤務形態や事業推進員業務を行う旨が記載されたもの。なお、人件費助成を希望する場合は「常勤職員の所定労働時間の6割以上本事業の業務に従事する」旨の記載があるもの。)、雇用契約書の写し(労働者の場合)及び履歴書を添付して下さい。
- (2) 人件費助成を受ける場合、支給申請書とともに出勤簿、業務日報(任意書式)、業務日報の内訳として事業推進員業務の内容を記録した記録票(任意書式)をご提出いただくことにご留意ください。

4. 記入上の注意

- (1)④欄については、事業実施団体の常勤職員の所定労働時間の6割以上本事業の業務に従事する見込みがある場合には「有」としてください。
- (2)⑤欄については、④欄で「有」とした場合のみ、事業推進員に係る年間の基本給、諸手当、賞与及び超過勤務手当並びに健康保険、厚生年金保険、介護保険、厚生年金基金及び労働保険料のうち事業主負担分の合計額を記入してください。
- (3)※印欄は、記入しないでください。

事業計画内訳書(事業内容) (例示)

事業の種類

イ 調査・事業計画策定事業

(1) 建設事業の役割や魅力を伝え、理解を促進するための啓発活動等に関する事業 (1) 技能の向上を図るための活動等に関する事業

- 評価・処遇制度(職務(責任度)又は職能(仕事の難易度等)に応じて評価・処遇する制度)等の普及等に関する事業 (二)労働災害予防等のための労働安全管理の普及等に関する事業

- (は) 労働者の健康づくり制度の普及等に関する事業 (ハ) 技能向上や雇用改善の奨励に関する事業 (ト) 雇用管理に関して必要な知識を習得させる研修等の実施に関する事業

	(ま) 労働者の健康	でつくり 制度の音及 <	手に関り る 争来		(^) 技能问上や雇	用以音	野の突ゅ	ルに関り	の争来		(ト) 雇用官埋に関して必要な	知識を質値	寺させる研修寺の	表 他に
① 事業の内容	② 具体的実施方法	③実施時期	④ 費	目	⑤所要費用見込額	6	算	出	基	礎	※実費相当額	⑦ 備		考
体験実習	左官3級の技能検定	7月から12月	講師謝金		1, 125, 000 円	@15	5, 000>	<15 人	×5 回		1, 125, 000 円	工業高	校 5 会場にて実	足施
	を教材として、1級	(5 回)	旅費		375,000円	@5,	000×	15 人×	5回		375, 000 円	県内移	動旅費	
	技能士が指導員とな		材料費		225,000 円	@45	5, 000>	〈5 回			225, 000 円	講習に	使う材料費	
	り、材料、鏝の使い		通信運搬費		75,000円	@15	5, 000>	〈5 回			75, 000 円	資機材:	運搬費	
	方を指導した後に、													
	工業高校生による													
	3 時間の体験実習を													
	経験させる。													
	(概要)													
	・左官工事の概要													
	・作業工程の説明													
	• 実技指導													
	• 安全注意指導													
	• 体験講習													
	アンケート調査													
計					円						1,800,000円	※ 算定 額	実費相当額の合計	× 2/3

工業高校 5 校を対象として建築系工業高校生総員 100 名に対し、専門工事業職種の工事概要説明後に実技体験の講習を実施し、受講者に対し受講後アンケート調査を行い 80%以上の 生徒から建築工事における左官工事内容等に対する理解を得る。

効果予測

- (注) 1 裏面の注意事項を参照して下さい。
- (注) 2 ※印欄は、記入しないで下さい。

記入上の注意

- 1 当該事業の種類ごと (例:ロ 入職・職場定着事業(4) 建設事業の役割や魅力を伝え、理解を促進するための啓発活動等に関する事業) に別葉を もって作成し、該当する事業にも○印を付けて下さい。
- 2 ①「事業の内容」欄は、「建設労働者確保育成助成金(若年者に魅力ある職場づくり支援コース(事業主団体経費助成))計画届」(建助様式第3号) ⑧「事業計画」の「事業の内容」欄で選んだ内容を記入して下さい。
- 3 ②「具体的実施方法」欄は、①「事業の内容」欄で記載した内容の実施方法を具体的に記入して下さい。
- 4 ④「費目」欄は、講師謝金、旅費、施設借上料、会議費等の費用区分を記入して下さい。
- 5 ⑤「所要費用見込額」欄は、④「費目」に対応する所要費用見込額及びその事業の内容ごとに所要費用見込額の小計を記入して下さい。
- 6 ⑦「備考」欄は、次の事項を記入して下さい。
- (1) 自ら雇用する労働者から費用を徴収する場合は助成の対象とはなりませんが、それ以外の者から事業の実施に当たって費用の一部を徴収する場合は、その費用の総額及び内訳
- (2) 講習等を実施する場合は、実施時期、場所、参加者の内訳(別紙でも可)、講習等の内容、講師名、講師の勤務先、旅費の内訳、教科書名、会 議費の内訳等
- (3) 図書等の購入を行う場合は、書名等
- (4) 制度導入等に関する資料収集を行う場合は、資料内容、収集経費等
- (5) その他参考となる事項
- 7 「効果予測」欄については、労働者の入職や定着を図るという目的を鑑みた、数値を用いた事業の効果予測について記載してください。
- 8 ※印欄は、記入しないで下さい。

効果検証及び入職率・離職率調査報告書(例示)

1. 効果検証について

効果予測内容	工業高校5校を対象として建築系工業高校生総員100名に対し、専門工事業職種の工事概要説明後に実技体験の講習を実施し、受講者に対し受講後アンクート調査を行い80%以上の生徒から建築工事における左官工事内容等に対する理解及び業界入職への関心を得る。
効果検証結果	建築系工業高校5校の在校生85名(2年生30名、3年生55名)を対象に、左官工事(3級技能)の体験講習を実施した。アンケート調査結果からは建築工事における左官工事に関する理解を95%の体験者から得られた。また90%の体験者から左官工事おける仕上げが建築工事における最終工程として重要な位置づけであることも理解されたとの結果が得られた。更に、40%の体験者から業界入職への関心が得られた。

2. 入職率・離職率調査について

2. 入職率・離職率調査について							E度:平成25	年度	周査対象事業	主数:	100事業	主
	計	19歳以下	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65歳以上
①事業年度の6月末	2600	2 5	1 2 5	2 5 0	1 0 0	1 5 0	3 0 0	4 0 0	4 5 0	2 5 0	2 5 0	3 0 0
日現在の常用労働者												
数(人)												
②年間(1月1日から	1 9 7	1 2	3 0	2 5	2 5	2 0	1 5	2 0	1 0	5	1 5	2 0
12月末日)の離職者数												
(人)												
離職率 (2/1) (%)	7. 57	48. 0	24. 0	10.0	25. 0	13. 3	5. 0	5. 0	2. 22	2.0	6.0	6. 66
③年間(1月1日から	1 2 5	1 5	2 5	3 5	2 5	1 5	1 0	0	0	0	0	0
12月末日)の入職者数												
(人)												
入職率(③/①)(%)	4. 80	60. 0	20. 0	14. 0	25. 0	10.0	3. 33	0	0	0	0	0

(注) 裏面の記入上の注意をご覧ください。

中小建設事業主団体の名称 一般社団法人全国建設業専門団体

代表者の役職名及び氏名 会長 建設 太郎

囙

所在地

東京都港区虎ノ門4-2-12

(建助様式24号の裏面)

記入上の注意について

- 1. 効果検証について
- (1) 効果予測内容については、計画届において報告した内容を転記して下さい。
- (2) 記載欄が足りない場合は別添として資料を添付して差し支えありません。
- 2. 入職率・離職率調査について
- (1) 調査対象となる「常用労働者」とは、次のいずれかに該当する労働者です。
 - ・期間を定めず雇われている者
 - ・1ヶ月を超える期間を定めて雇われている者
 - ・1ヶ月以内の期間を定めて雇われている者又は日々雇われている者で、前2ヶ月にそれぞれ18日以上雇われた者
- (2) 構成事業主の50%又100事業主のいずれか低い方を対象として整理してください。
- (3) 年齢については、以下のとおりとしてください。
 - ・①の欄については、6月末日現在の年齢で整理してください。
 - ・②の欄については、離職時点の年齢で整理してください。
 - ・③の欄については、入職時の年齢で整理してください。
- (4)離職率及び入職率は、小数点第2位を四捨五入のうえ、小数点第1位まで記載してください。

構成員内訳表平成25年7月1日現在

当団体の構成員の内訳は、下記のとおりです。

	设事業主の団体等の名称 長者の役職名及び氏名 在 地	一般社団法人全国建設業専門団体 会長 建設太郎 東京都港区虎ノ門4-2-12	(
1	構成員の総数	(† 105–0001)	150 社		
2	構成員が常時雇用する労働者	の総数(概数)	1950 人		
3	① うち一人親方及び同居の親	見族のみを使用している者の数	35 社		
4	構成事業主の数 ①-③	115 社			
(5)	④のうち建設事業主の数		115 社		
6	④のうち他産業の事業主の数	0 社			
7	⑤のうち中小建設事業主の数		115 社		
8	⑤のうち雇用保険に加入して	いる建設事業主の数	115 社		
9	建設事業主の比率	5/4	100 %		
10	中小建設事業主の比率	7/5	100 %		
(1)	雇用保険加入率	8/5	100 %		